

「とらいと」（指定共同生活援助事業）運営規程

（事業の目的）

第 1 条

社会福祉法人 光道園が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定共同生活援助事業（介護サービス包括型）「とらいと」（以下「事業所」という。）において実施する適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助事業の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定障害者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

2 地域生活支援拠点として、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供を担うこと。

（運営方針）

第 2 条

- 1 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状態並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事等の介護、相談その他の日常生活の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定共同生活援助の実施に当っては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める内容のほか関係法令等に遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条

指定共同生活援助事業（介護サービス包括型）を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 「とらいと」
- (2) 所在地 福井県丹生郡越前町朝日 1 丁目 505 番地 （とらいと）
福井県丹生郡越前町朝日 1 丁目 218 番地 （みらいと）

（実施する障害福祉サービスの種類）

4 第 4 条

指定共同生活援助事業（介護サービス包括型）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 5 条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は従業者の管理、指定共同生活援助の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法及び基準等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対して遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1 名

サービス管理責任者の職務内容は次のとおりとする。

- (ア) 利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題の分析、把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外のその他福祉サービス又は保健医療サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する希望、総合的な支援方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期を記載した共同生活援助計画の原案を作成する。
- (ウ) 共同生活援助計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た上で作成した共同生活援助計画を記載した書面に利用者又はその家族に署名してもらうこと。
- (エ) 共同生活援助計画を作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも半年に 1 回共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等より、利用者申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握すること。
- (カ) 利用申込者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対して必用な支援を行うこと。
- (キ) 他の従業者に対して模範となり技術指導及び助言を行うこと。

(3) 世話人 3 名以上

世話人は、食事の提供や生活上の相談等及び入浴等の介護等について、次号に規程する生活支援員と日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 1 名以上

生活支援員は、食事の提供や生活上の相談等及び入浴等の介護等について、前号に規程する世話人と日常生活を適切に援助する。

（指定共同生活援助を提供する主たる対象者）

第 6 条

指定共同生活援助を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

(1) 知的障害者・身体障害者・(精神障害者)(15歳未満の者を除く)

(入居定員)

第7条

事業所の入居者の定員は20名とする。(とらいと男性10名・みらいと女性10名)

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業者は利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定共同生活援助の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(指定共同生活援助の内容)

第9条 事業所で行う共同生活援助内容は、次のとおりとする。

- (1) 共同生活援助計画の作成
- (2) 日常生活における相談支援
- (3) 食事の提供
- (4) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (5) 健康管理、金銭管理の援助
- (6) 余暇活動の支援
- (7) 緊急時の対応
- (8) 日中活動に係る他機関との連絡調整
- (9) 夜間における支援
- (10) その他必要な援助等
- (11) (2) から (10) に附帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条

1 事業所は、指定共同生活援助を提供した際は、利用者から市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。また、支払いを受けた場合当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から厚生労働大臣が定める額に支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定共同生活援助の内容、当該費用その他必要と認められる事項を記載した代理受領通知書を利用者に対して交付するものとする。

(事業所が利用者から求めることのできる金銭の支払いの範囲及びその額)

第11条

- 1 次に定める費用については、毎月25日に前月分を利用者から徴収し、徴収した月の

翌月末又は利用契約書の規定により利用契約を終了した日に清算し、残金が生じたときは、利用者のその残金を返還するものとする。また、支払いを受けた場合当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(1) 家賃 月額 25,000 円

※ただし、低所得者は助成金 10,000 円と自己負担金月額 15,000 円とする。また、月の途中で入退去した場合は利用日数分を徴収するが、その額が 10,000 円を超える場合は 10,000 円を差し引いた額を徴収し、超えない場合は 0 円とする。

(2) 光熱水費 月額 実費負担

(3) 食材料費 月額 喫食数による実費負担(朝食 200 円 昼食 400 円 夕食 450 円)

(4) 共益費 月額 3,700 円

(5) 日用品費等で日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用についての事前説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

3 前項に規定する額を徴収したときは、当該費用に掛かる現金預かり証を、また、同項の規定による精算時には、現に要した費用に係る証拠書類に基づき利用者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 12 条

事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から算定された訓練等の給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において利用者負担額等合計額が負担上限日額を超えるときは、事業所は当該障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等の合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設へ通知するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第 13 条

入居に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。

(2) 利用者は秩序に従い相互の親睦を深める。

(3) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行う。

(4) 入浴は、原則として利用者同士で事前に定めた順に行う。

(5) 喫煙は定められた場所で行う。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 14 条

- 1 事業所の従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っている時に利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

事業所は、次の協力医療機関を定める。

協力医療機関名 寿人会 木村病院 （藤田病院）

協力歯科機関名 遠矢歯科医院

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等及び管理者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（感染症対策）

第 15 条

事業所は感染症の発生及びまん延防止に備えるため、感染症対策委員会の設置、感染症に関する事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく訓練及び研修を行うものとする。

（非常災害対策）

第 16 条

事業所は消火設備その他の非常災害に際して必用な設備を設ける。又、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（事業継続に向けた取り組み）

第 17 条

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるように事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく訓練及び研修を行うものとする。

（苦情解決）

第 18 条

- 1 事業所は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。
- 2 事業所は、社会福祉法第 83 条の規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定によ

り行う調査又はあつせんのできる限り協力するものとする。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第 19 条

- 1 事業所は、虐待防止に関する責任者を選定及び設置する。また虐待防止委員会を設置し虐待防止のための措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 成年後見制度の利用支援
- 3 利用者に対する虐待の早期発見に努め、虐待の可能性が認められた場合には管理者および市町村、関係機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(身体拘束の禁止)

第 20 条 事業所は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(会計の区分)

第 21 条

事業所は、実施する指定共同生活援助の会計とその他の事業の会計を区別するものとする。

(個人情報の保護)

第 22 条

- 1 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ利用者の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条

- 1 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保管するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人光道園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 国の法律が変更した場合は、その法律内容に準ずることとする。
- 6 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所

事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 緊急時の受入・対応

共同生活援助を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。